

**令和 6 年度 実施
高等専門学校機関別認証評価
評 価 報 告 書**

広島商船高等専門学校

令和 7 年 3 月

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

目 次

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した高等専門学校機関別認証評価について	i
I 認証評価結果	1
II 基準ごとの評価	2
基準1 教育の内部質保証システム	2
基準2 教育組織及び教員・教育支援者等	6
基準3 学習環境及び学生支援等	9
基準4 財務基盤及び管理運営	12
基準5 準学士課程の教育課程・教育方法	15
基準6 準学士課程の学生の受入れ	18
基準7 準学士課程の学習・教育の成果	20
基準8 専攻科課程の教育活動の状況	21
<参 考>	25
i 現況及び特徴（対象高等専門学校から提出された自己評価書から転載）	26
ii 目的（対象高等専門学校から提出された自己評価書から転載）	27

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した高等専門学校機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）は、国・公・私立高等専門学校からの求めに応じて、高等専門学校の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「高等専門学校機関別認証評価」という。）を、平成17年度から実施しています。この認証評価は、我が国の高等専門学校の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として行いました。

- （1）高等専門学校機関別認証評価において、機構が定める高等専門学校評価基準（以下「高等専門学校評価基準」という。）に基づいて、高等専門学校を定期的に評価することにより、高等専門学校の教育研究活動等の質を保証すること。
- （2）高等専門学校の自己評価に基づく第三者評価を行うことにより、高等専門学校の教育研究活動等に関する内部質保証システムの確立・充実を図ること。
- （3）評価結果を高等専門学校にフィードバックすることにより、高等専門学校の教育研究活動等の改善・向上に役立てること。
- （4）高等専門学校の教育研究活動等の状況を社会に示すことにより、高等専門学校が教育機関として果たしている公共的役割について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

2 評価のスケジュール

機構は、国・公・私立高等専門学校の関係者に対し、高等専門学校機関別認証評価の仕組み、評価方法等についての説明会、自己評価書の作成方法等について研修を実施した上で、高等専門学校からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。

自己評価書提出後の評価は、次のとおり実施しました。

令和6年7月	書面調査の実施
8月	評価部会（注1）、財務専門部会（注2）の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項の決定）
10月～11月	現地訪問及びオンラインによる訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象高等専門学校の状況を調査）
12月	評価部会、財務専門部会の開催（評価結果（原案）の作成）
7年1月	評価委員会（注3）の開催（評価結果（案）の取りまとめ） 評価結果（案）を対象高等専門学校に通知
3月	評価委員会の開催（評価結果の確定）

（注1）評価部会・・・高等専門学校機関別認証評価委員会評価部会

（注2）財務専門部会・・・高等専門学校機関別認証評価委員会財務専門部会

（注3）評価委員会・・・高等専門学校機関別認証評価委員会

3 高等専門学校機関別認証評価委員会委員及び専門委員（令和7年3月現在）

（1）高等専門学校機関別認証評価委員会

勇 秀 憲	前 徳山工業高等専門学校長
角 田 範 義	前 豊橋技術科学大学理事・副学長
萱 島 信 子	JICA 緒方貞子平和開発研究所顧問
京 谷 美代子	元 株式会社FUJITSU ユニバーシティエグゼクティブプランナ
後 藤 美 香	東京科学大学教授
佐々木 健	東京大学名誉教授
◎田 中 英 一	名古屋大学名誉教授
富 森 ゆみ子	泉南市教育委員会教育長
永 澤 茂	三条市立大学教授
飛 原 英 治	大学改革支援・学位授与機構特任教授
福 崎 千 穂	中京大学教授
○福 富 洋 志	大阪大学特任教授
牧 野 光 則	中央大学教授
宮 崎 和 光	大学改革支援・学位授与機構教授
村 田 圭 治	前 近畿大学工業高等専門学校長
森 野 数 博	元 呉工業高等専門学校長
李 敏	大学改革支援・学位授与機構教授
渡 辺 和 人	前 東京都立産業技術高等専門学校長
和 田 安 弘	長岡技術科学大学理事・副学長

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 高等専門学校機関別認証評価委員会評価部会

天 内 和 人	徳山工業高等専門学校嘱託教授・名誉教授
京 谷 美代子	元 株式会社 FUJITSU ユニバーシティエグゼクティブプランナ
久保田 崇	大島商船高等専門学校教授
佐々木 健	東京大学名誉教授
佐 藤 稔	茨城工業高等専門学校教授
高 野 邦 彦	東京都立産業技術高等専門学校教授
竹 茂 求	前 鈴鹿工業高等専門学校長
飛 原 英 治	大学改革支援・学位授与機構特任教授
福 崎 千 穂	中京大学教授
藤 尾 三紀夫	沼津工業高等専門学校教授
古 莊 雅 生	前 大島商船高等専門学校長
本 田 康 子	近畿大学工業高等専門学校准教授
松 下 英 次	長野工業高等専門学校教授
◎森 野 数 博	元 呉工業高等専門学校長
米 田 知 晃	福井工業高等専門学校教授
○渡 辺 和 人	前 東京都立産業技術高等専門学校長

※ ◎は部会長、○は副部会長

(3) 高等専門学校機関別認証評価委員会財務専門部会

○神 林 克 明	公認会計士、税理士
飛 原 英 治	大学改革支援・学位授与機構特任教授
峯 岸 秀 幸	公認会計士、税理士
◎村 田 圭 治	前 近畿大学工業高等専門学校長

※ ◎は部会長、○は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1) 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、「Ⅱ 基準ごとの評価」において基準1から基準8の全ての基準を満たしている場合に当該高等専門学校全体として機構の定める高等専門学校評価基準を適合していると判断し、その旨を記述しています。

また、対象高等専門学校（以下「対象校」という。）の目的に照らして、「優れた点」、「改善を要する点」がある場合には、それらの中から主なものを抽出し、上記結果と併せて記述しています。

(2) 「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1から基準8において、当該基準を満たしているかどうかの「評価結果」及び、その「評価結果の根拠・理由」を記述しています。加えて、取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合には、それらを「優れた点」及び「改善を要する点」として、それぞれの基準ごとに記述しています。

（※ 評価結果の確定前に対象校に通知した評価結果（案）の内容等に対し、意見の申立てがあった場合には、「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」として、当該申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述することとしています。）

(3) 「参考」

「参考」では、対象校から提出された自己評価書に記載されている「i 現況及び特徴」、「ii 目的」を転載しています。

5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象校及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象校全ての評価結果を取りまとめ、「令和6年度高等専門学校機関別認証評価実施結果報告」として、ウェブサイト（<https://www.niad.ac.jp/>）への掲載等により、広く社会に公表します。

その際、自己評価書等も併せて公表し、書面調査で確認できなかったものの、訪問調査において確認ができた内容については、本評価報告書の該当箇所の後ろにアスタリスク*を付しています（一文の全体の場合は句点の後ろ）。

I 認証評価結果

広島商船高等専門学校は、高等専門学校設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学改革支援・学位授与機構が定める高等専門学校評価基準に適合している。

重点評価項目である評価の視点1－1については、重点評価項目の内容を全て満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 高専発！「Society5.0 型未来技術人財」育成事業 COMPASS5.0 における IoT 分野の拠点校として、IoT 分野の人財を育成するために、教材開発・教員研修、カリキュラムの実装（カリキュラム・マップの作成）、他高専への情報発信と展開支援を図っている。*
- 就職について、準学士課程、専攻科課程ともに就職率（就職者数／就職希望者数）は極めて高く、就職先も当校が育成する技術者像にふさわしい製造業等となっている。進学についても、準学士課程、専攻科課程ともに進学率（進学者数／進学希望者数）は極めて高く、進学先も学科・専攻の分野に関連した高等専門学校の専攻科、大学の学部、研究科等となっている。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 前回の機関別認証評価において指摘された改善を要する点のうち、「準学士課程では、複数年度にわたり同一の試験問題が出題されている、成績評価の方法・基準がシラバス記載どおりでないなど、一部の科目で成績評価が必ずしも適切に実施されていない。」について、改善の取組が十分とはいえない。*（観点1－1－④）
- 成績評価に対して、組織的なチェック体制が機能していない。*（観点5－3－①）

Ⅱ 基準ごとの評価

基準 1 教育の内部質保証システム

評価の視点

1-1 【重点評価項目】

教育活動を中心とした学校の総合的な状況について、学校として定期的に学校教育法第 109 条第 1 項に規定される自己点検・評価を行い、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための教育研究活動の改善を継続的に行う仕組み（以下「内部質保証システム」という。）が整備され、機能していること。

1-2 準学士課程、専攻科課程それぞれについて、卒業（修了）の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）（以下「三つの方針」という。）が学校の目的を踏まえて定められていること。

1-3 学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されていること。

観点

1-1-① 【重点評価項目】

教育活動を中心とした学校の活動の総合的な状況について、学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針、体制等が整備され、点検・評価の基準・項目等が設定されているか。

1-1-② 【重点評価項目】

内部質保証システムに基づき、根拠となるデータや資料に基づいて自己点検・評価が定期的に行われ、その結果が公表されているか。

1-1-③ 【重点評価項目】

学校の構成員及び学外関係者の意見の聴取が行われており、それらの結果が自己点検・評価に反映されているか。

1-1-④ 【重点評価項目】

自己点検・評価や第三者評価等の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるような組織としての体制が整備され、機能しているか。

（準学士課程）

1-2-① 準学士課程の卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

1-2-② 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を持ち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

1-2-③ 準学士課程の入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

（専攻科課程）

1-2-④ 専攻科課程の修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

- 1－2－⑤ 専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を持ち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。
- 1－2－⑥ 専攻科課程の入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。
- 1－3－① 学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されているか。

【評価結果】

基準 1 を満たしている。

重点評価項目である評価の視点 1－1 については、重点評価項目の内容を全て満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

評価の視点 1－1

当校では、毎年度、自己点検・評価を実施するための方針として「広島商船高等専門学校における自己点検・評価に関する基本方針」を定め、自己点検・評価の実施体制として自己点検・評価委員会を設置している。

「広島商船高等専門学校における自己点検・評価実施要領」において、自己点検・評価の基準・項目を設定している。

内部質保証システムに基づき、明確な責任体制の下、根拠となるデータや資料を定期的に収集・蓄積している。毎年度、自己点検・評価を実施しており、その結果を『自己評価書』としてウェブサイトで公表している。

自己点検・評価の実施に際して、教員、職員、在学生、卒業（修了）時の学生、卒業（修了）から一定年数後の卒業（修了）生、保護者、就職・進学先関係者からの意見聴取を実施している。

自己点検・評価は、学校構成員及び学外関係者からの意見聴取、外部有識者による検証*、機関別認証評価の結果を踏まえて実施している。

学生の学習達成度を把握する取組として、学修ポートフォリオを積極的に取り入れており、全学生が試験ごとにすべての試験科目について点数と反省コメントを入力するため、自分の問題点を把握し自己点検できるとともに、全教員もそれらの情報を共有しており、学習指導及び自己点検・評価に役立てている。*

「広島商船高等専門学校自己点検・評価委員会規程」によって、内部質保証に係る体制が規定されている。

前回の機関別認証評価において改善を要する点として指摘された事項について、対応しているものの、「準学士課程では、複数年度にわたり同一の試験問題が出題されている、成績評価の方法・基準がシラバス記載どおりでないなど、一部の科目で成績評価が必ずしも適切に実施されていない。」に関する取組が十分に改善されているとはいえない。*

自己点検・評価や第三者評価等の結果に基づいて改善に向けた取組を行っている。

これらのことから、内部質保証システムが整備され、機能していると判断する。

以上の内容を総合し、重点評価項目である評価の視点 1－1 については、「重点評価項目の内容を全て満たしている。」と判断する。

評価の視点 1－2

＜準学士課程＞

卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）は、学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力、どのような学習成果を上げると卒業できるかを示し、学校等の目的を踏まえ、定められている。

教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、どのような教育課程を編成するのか、どのような教育内容・方法を実施するのか、学習成果をどのように評価するのかを示し、学校等の目的を踏まえ、定められており、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有している。

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）は、入学者選抜の基本方針、求める学生像、学力の3要素を示し、学校等の目的、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえ、定められている。

＜専攻科課程＞

修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）は、学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力、どのような学習成果を上げると修了できるかを示し、学校等の目的を踏まえ、定められている。

教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、どのような教育課程を編成するのか、どのような教育内容・方法を実施するのか、学習成果をどのように評価するのかを示し、学校等の目的を踏まえ、定められており、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有している。

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）は、入学者選抜の基本方針、求める学生像、学力の3要素を示し、学校等の目的、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえ、定められている。

これらのことから、準学士課程、専攻科課程それぞれについて、三つの方針が学校の目的を踏まえて定められていると判断する。

評価の視点 1－3

学校の目的及び三つの方針について、社会の状況等を把握し、定期的に自己点検・評価委員会で見直しを行う体制を整備している。

令和5年度から令和6年度にかけて三つの方針について見直しを行い、三つの方針を改定している。

これらのことから、学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 学生の学習達成度を把握する取組として、学修ポートフォリオを積極的に取り入れており、全学生が自分の問題点を把握し自己点検できるとともに、全教員もそれらの情報を共有しており、学習指導及び自己点検・評価に役立てている。

【改善を要する点】

- 前回の機関別認証評価において指摘された改善を要する点のうち、「準学士課程では、複数年度にわたり同一の試験問題が出題されている、成績評価の方法・基準がシラバス記載どおりでないなど、一部の科目で成績評価が必ずしも適切に実施されていない。」について、改善の取組が十分とはいえない。*（観点1－1－④）

基準 2 教育組織及び教員・教育支援者等

評価の視点

- 2-1 学校の教育に係る基本的な組織構成が、学校の目的に照らして適切なものであること。また、教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。
- 2-2 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 2-3 全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われていること。また、教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準や規定が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 2-4 教員の教育能力の向上を図る取組が適切に行われていること。また、教育活動を展開するために必要な教育支援者等が適切に配置され、資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

観点

- 2-1-① 学科の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっているか。
- 2-1-② 専攻の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっているか。
- 2-1-③ 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備され、教育活動等に係る重要事項を審議するなどの必要な活動が行われているか。
- 2-2-① 学校の目的を達成するために、準学士課程に必要な一般科目担当教員及び各学科の専門科目担当教員が適切に配置されているか。
- 2-2-② 学校の目的を達成するために、専攻科課程に必要な各分野の教育研究能力を有する専攻科担当教員が適切に配置されているか。
- 2-2-③ 学校の目的に応じた教育研究活動の活性化を図るため、教員の年齢構成等への配慮等適切な措置が講じられているか。
- 2-3-① 全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われており、その結果が活用されているか。
- 2-3-② 教員の採用や昇格等に関する基準や規定が明確に定められ、適切に運用されているか。
- 2-4-① 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究（ファカルティ・ディベロップメント）が、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善が図られているか。
- 2-4-② 学校における教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者等が適切に配置されているか。
- 2-4-③ 教育支援者等に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

【評価結果】

基準 2 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

評価の視点 2-1

準学士課程には、商船学科、電子制御工学科、流通情報工学科を設置している。学科の構成は、学校等

の目的及び卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有している。

専攻科課程には、海事システム工学専攻、産業システム工学専攻を設置している。専攻の構成は、学校等の目的及び修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有している。

教育活動を有効に展開するための検討・運営体制として、教務に関する事項を審議するために教務委員会、学生に関する事項を審議するために学生指導委員会、入学試験に関する事項を審議するために入学試験委員会、専攻科に関する事項を審議するために専攻科委員会を設置し、必要な活動を行っている。

これらのことから、学校の教育に係る基本的な組織構成が、学校の目的に照らして適切なものであり、また、教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していると判断する。

評価の視点 2－2

当校の準学士課程では、高等専門学校設置基準（以下「設置基準」という。）で必要とされる教員数を確保している。

また、授業科目に適合した専門分野の一般科目担当教員及び専門科目担当教員を配置するとともに、博士の学位を有する教員、担当する言語を母国語とする教員、技術資格を有する教員、民間企業等における勤務経験を有する教員、海外経験を有する教員を配置している。

当校の専攻科課程では、授業科目に適合した専門分野の教員が授業科目を担当していること及び適切な研究実績・研究能力を有する教員が研究指導を担当していることについて、大学改革支援・学位授与機構による特例適用専攻科認定の際に確認されている。

教員の配置に当たっては、年齢構成が特定の範囲に著しく偏ることのないように教員の公募を行う際には、教育経歴、実務経歴、男女比を配慮している。

また、教員に対して、学位取得に関する支援、公募制の導入、教員表彰制度の導入、企業研修への参加支援、校長裁量経費等の予算配分、他の教育機関との人事交流等の措置を講じている。

これらのことから、教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていると判断する。

評価の視点 2－3

教員（非常勤教員を除く。）については、「広島商船高等専門学校教員業績評価実施要項」に基づき、校長による教育上の能力や活動実績に関する評価を毎年度行い、その結果を活用するための体制を整備しており、この体制の下、毎年度、教員評価を行っている。*

また、把握した評価結果を基に、給与における措置、研究費配分における措置、表彰を行っている。

非常勤教員については、「広島商船高等専門学校非常勤講師評価実施要項」に基づき、校長が毎年度、教育活動等の状況について評価を行っている。

教員（非常勤教員を除く。）の採用・昇格等に関する基準を、法令に従い定めており、この基準に基づき採用・昇格等を行っている。

教員の採用に当たっては、「広島商船高等専門学校教員選考規則」、「広島商船高等専門学校教員選考審査基準」及び「教員の採用に係る選考評価について」に定められた判断方法により、教育研究歴、実務経歴、海外経歴等を確認している。また、教育上の能力を確認するために模擬授業を実施している。

教員の昇格に当たっては、「広島商船高等専門学校教員選考規則」、「広島商船高等専門学校教員選考審査基準」及び「内部昇任に係る教員選考基準について」に定められた判断方法により、教育研究歴、教育研究業績、学校運営歴等を確認している。

非常勤教員については、「広島商船高等専門学校における非常勤講師任用等に関する基準」を定め、採用

している。

これらのことから、全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われており、また、教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準や規定が定められ、それに従い適切な運用がなされていると判断する。

評価の視点 2-4

学校として授業の内容及び方法の改善を図るためにファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）を実施する体制としてFD委員会を設置しており、毎年度、FDを実施している。

令和5年度においては、授業評価アンケート、教員の授業参観、新任教員とベテラン教員との座談会*、「LMSを活用した効率的な授業運営や学習促進」やいじめに関する講演会*等を実施している。

FDの結果、授業での教員と学生とのコミュニケーション能力の向上を図るなどの改善が図られており、教育の質の向上や授業の改善に結び付いている。

教育支援者（事務職員、技術職員等）を法令に従い適切に配置している。

図書館については、その機能を十分に発揮するために、司書資格を有する事務職員を配置している。

教育支援者等の資質の向上を図るため、令和5年度においては、国立高等専門学校機構（以下「高専機構」という。）主催の第20回全国国立高等専門学校学生支援担当教職員研修等に参加させている。

また、技術職員の専門技能の向上を図るための取組として、令和5年度に、富山高等専門学校主催の商船高等専門学校商船系技術職員・船舶技術職員研修や情報通信研究機構主催の実践的サイバー防御演習等に技術職員を参加させている。

これらのことから、教員の教育能力の向上を図る取組が適切に行われており、また、教育活動を展開するために必要な教育支援者等が適切に配置され、資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- ベテラン教員による新任教員の授業参観及びその後の座談会における助言は、新任教員によい効果を及ぼしている。

基準 3 学習環境及び学生支援等
評価の視点 3-1 学校において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されていること。また、ICT環境が適切に整備されるとともに、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。 3-2 教育を実施する上での履修指導、学生の自主的学習の相談・助言等の学習支援体制や学生の生活や経済面並びに就職等に関する指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能していること。また、学生の課外活動に対する支援体制等が整備され、機能していること。
観点 3-1-① 学校において編成された教育研究組織の運営及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されているか。 3-1-② 教育内容、方法や学生のニーズに対応したICT環境が十分なセキュリティ管理の下に適切に整備され、有効に活用されているか。 3-1-③ 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。 3-2-① 履修等に関するガイダンスを実施しているか。 3-2-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握され、学生の自主的学習を進める上での相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。 3-2-③ 特別な支援が必要と考えられる学生への学習支援及び生活支援等を適切に行うことができる体制が整備されており、必要に応じて支援が行われているか。 3-2-④ 学生の生活や経済面に係る指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。 3-2-⑤ 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制が整備され、機能しているか。 3-2-⑥ 学生の部活動、サークル活動、自治会活動等の課外活動に対する支援体制が整備され、適切な責任体制の下に機能しているか。 3-2-⑦ 学生寮が整備されている場合には、学生の生活及び勉学の間として有効に機能しているか。

【評価結果】

基準 3 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

評価の視点 3-1

当校は、設置基準を満たす校地面積、校舎面積及び運動場を確保している。設置基準に定められた専用の施設、情報処理及び語学の学習のための施設を校舎に備え、附属施設として、実験・実習工場、練習船を整備している。また、自主的学習スペース、厚生施設、コミュニケーションスペースを設けている。

これらの施設等については、「広島商船高等専門学校安全衛生委員会規程」及び「広島商船高等専門学校船内安全衛生委員会規程」に基づき安全衛生管理体制を整備しており、実験実習の安全心得、広島丸航海実習保安応急ガイダンスを策定し、定期的な職場巡視、安全衛生に係る点検、普通救命講習、消火講習を

実施している。また、建物の入口はスロープになっており、施設等のバリアフリー化についても配慮しているものの、入口が開き戸となっているため、バリアフリー化は十分とはいえない。*

これらの施設等について、利用状況や満足度等を学校として把握し、改善するための体制を「広島商船高等専門学校施設整備委員会規程」及び「広島商船高等専門学校施設の有効活用に関する内規」に基づき整備している。

I C T環境が、「広島商船高等専門学校情報セキュリティ組織規程」に基づいたセキュリティ管理体制の下、整備されており、情報セキュリティ教育として、学生に対しては1年次の全学共通の授業科目「基礎実習」の中で情報リテラシについて指導を行い、教職員については情報セキュリティ研修を実施している。

I C T環境については、アンケートにより、学生及び教職員の活用状況を把握している。

また、利用状況や満足度等を学校として把握し、改善するための体制を「広島商船高等専門学校メディアセンター規程」に基づき整備しており、活用されていることを確認している。

設置基準に定められている図書館を備えており、図書 103,203 冊（うち、外国書 6,496 冊）、学術雑誌 2,433 種（うち、外国書 2,405 種）、電子ジャーナル 2,405 種（うち、外国書 2,405 種）、視聴覚資料 1,063 点を所蔵するなど、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を系統的に収集、整理している。

これらの資料を活用するための取組として、ガイダンス、図書購入希望リクエストの受付、学科推薦図書、図書館選書の整備を行っている。

これらのことから、観点の一部に改善を要する点があるが、視点全体の状況を総合的に勘案し、学校において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されており、また、I C T環境が適切に整備されるとともに、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていると判断する。

評価の視点 3-2

履修指導のガイダンスを学科生、専攻科生、編入学生、留学生、障害のある学生、社会人学生に対して、実施している。*

実習工場の利用については、ガイダンスを行っている。*

図書館の利用については、ガイダンスを行っている。

学生の自主的学習を支援するため、担任による学習支援体制、対面型の相談受付体制*、I C Tを活用した成績確認や学習相談等に関するシステム、資格試験・検定試験等の支援体制、外国への留学に関する支援体制、ピアサポート学生（上級生）が新入生をサポートするピアサポート制度等の相談・助言体制を整備している。

令和5年度においては、エミリオ・アギナルド大学（フィリピン）への海外語学研修等を実施している。

学習支援に関して学生のニーズを把握するため、担任による意見聴取、意見投書箱の設置、上級生によるピアサポート*を実施している。

留学生、社会人学生、障害のある学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しており、留学生には、指導教員による学習支援、日本語課外補講、編入学生には、入学前の補講*、障害のある学生には、車いす利用のための校内のバリアフリー化工事*を行うなど、必要に応じた支援を行っているものの、編入学生の学習及び生活に対する支援体制は、学級担任に任せられており、学校として支援体制が整備されていない。*

なお、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に対応し、合理的な配慮を行う体制を整備し

ている。

学生の生活に係る指導、相談、助言等の体制として、学生相談室、保健室、相談員やカウンセラーの配置、ハラスメント等の相談体制、学生に対する相談の案内等を整備し、学生相談等を実施している。

「広島商船高等専門学校いじめ防止等基本計画」等を定め、いじめの防止・早期発見・対処等の体制を整備し、いじめ防止の取組を実施している。

また、健康相談・保健指導を行っており、健康診断を毎年度、実施している。

学生の経済面に係る指導、相談、助言等の体制として、奨学金制度、授業料減免制度、緊急時の貸与制度*を整備し、授業料の減免等を実施している。

就職や進学等については、就職対策委員会*による進路指導を含めたキャリア教育の体制を整備しており、キャリア教育に関する研修会等、進路指導マニュアルの作成、進路指導ガイダンス、進学・就職に関する説明会、資格試験や検定試験のための補習授業や学習相談、資格取得による単位修得の認定、外国留学に関する手続きの支援及び単位認定、海外の教育機関等との交流協定の締結を行っている。

学生の部活動、サークル活動、自治会活動等の課外活動については、学生指導委員会による支援体制を整備し、支援を行っている。明確な責任体制の下、顧問教員及び外部コーチの配置、設備の整備、高専ロボコン活動支援等を行っている。

学生寮を整備しており、寮務委員会による管理・運営体制の下、生活の場として食堂、浴室、洗面洗濯室、補食談話室等を整備するとともに、勉学の場として自習室（パソコン室）、図書室等を整備している。

寮生活のしおりにより、食事、入浴、自習時間、就寝消灯時間が定められており、規則正しい生活を送ることとなっている。また、自習時間は、原則自室で勉強に専念することが義務付けられている。*

令和4年度の「学びの状況調査」の回答でも学生の自学自習の場所として「自宅・寮」が第1位となっている。

これらのことから、観点の一部に改善を要する点があるが、視点全体の状況を総合的に勘案し、教育を実施する上での履修指導、学生の自主的学習の相談・助言等の学習支援体制や学生の生活や経済面並びに就職等に関する指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能しており、また、学生の課外活動に対する支援体制等が整備され、機能していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 上級生が新生をサポートするピアサポーター制度により、人間力を兼ね備えた技術者の育成を行っている。

【改善を要する点】

- バリアフリー設備として建物の入口はスロープになっているものの、入口が開き戸となっているため、バリアフリー化は十分とはいえない。（観点3-1-①）
- 編入学生の学習及び生活に対する支援体制は、学級担任に任せられており、学校として支援体制が整備されていない。（観点3-2-③）

基準 4 財務基盤及び管理運営

評価の視点

- 4-1 学校の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しており、活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。また、学校の財務に係る監査等が適正に実施されていること。
- 4-2 学校の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。また、外部の資源を積極的に活用していること。
- 4-3 学校の教育研究活動等の状況やその活動の成果に関する情報を広く社会に提供していること。

観点

- 4-1-① 学校の目的に沿った教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しているか。
- 4-1-② 学校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。
- 4-1-③ 学校の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対しての資源配分を、学校として適切に行う体制を整備し、行っているか。
- 4-1-④ 学校を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。また、財務に係る監査等が適正に行われているか。
- 4-2-① 管理運営の諸規程が整備され、各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。
- 4-2-② 危機管理を含む安全管理体制が整備されているか。
- 4-2-③ 外部資金を積極的に受入れる取組を行っているか。
- 4-2-④ 外部の教育資源を積極的に活用しているか。
- 4-2-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上を図るための取組（スタッフ・ディベロップメント）が組織的に行われているか。
- 4-3-① 学校における教育研究活動等の状況についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む。）が公表されているか。

【評価結果】

基準 4 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

評価の視点 4-1

当校は教育研究活動に必要な校地、校舎等の資産を有している。

授業料、入学料、検定料等の諸収入のほか高専機構から学校運営に必要な予算が配分されており、経常的な収入を確保している。また、寄附金、共同研究、受託研究、科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）等による外部資金についても安定した確保に努めている。

予算に基づく計画的な執行を行っており、収支の状況において、過大な支出超過となっていない。*

また、固定負債は、全額が独立行政法人会計基準固有の会計処理により負債の部に計上されているもの

であり、実質的に返済を要しないものとなっている。

なお、長期借入金の債務はない。

収支に係る方針、計画等を策定しており、関係者（教職員等）へ明示している。

収支に係る方針、計画等に基づいた資源配分を行っており、その内容について、関係者（教職員等）へ明示している。*

また、教育研究活動に必要な施設・設備の整備計画を策定している。

学校を設置する法人である高専機構の財務諸表が官報において公告され、高専機構のウェブサイトで公表されている。

会計監査については、高専機構において会計監査人による外部監査が実施されているほか、監事監査、国立高等専門学校間の相互会計内部監査及び内部監査が実施されている。

これらのことから、学校の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しており、活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されており、また、学校の財務に係る監査等が適正に実施されていると判断する。

評価の視点4-2

管理運営体制に関する諸規程等を整備し、運営委員会等を設置している。校長、主事等の役割分担を明確に規定し、校長のリーダーシップが発揮できる体制となっている。

事務組織の諸規程に基づき、事務組織を整備している。

これらの諸規程や体制の下、令和5年度においては、運営委員会を14回開催し、教員と事務職員等とが適切な役割分担の下、必要な連携体制を確保しているなど、効果的な活動を行っている。

研究活動に関する目的、基本方針、目標等として、「広島商船高等専門学校における研究活動の目的、基本方針及び目標」を定めている。

研究活動等について、問題点を把握し、それを改善に結び付けるための体制を「広島商船高等専門学校研究交流・地域連携センター規程」に基づき整備している。

地域貢献活動等に関する目的、基本方針、目標等として、「広島商船高等専門学校における地域貢献活動の目的、基本方針及び目標」を定めている。

地域貢献活動等について、問題点を把握し、それを改善に結び付けるための体制を「広島商船高等専門学校研究交流・地域連携センター規程」に基づき整備している。

責任の所在を明確にした危機管理を含む安全管理体制を「広島商船高等専門学校危機管理規程」に基づき整備し、危機管理マニュアル等を整備している。これらに基づき毎年度、総合防災訓練、学寮における避難訓練、普通救命講習会を行うなど、危機に備えた活動を行っている。

外部の財務資源を積極的に受入れる取組として、科研費の申請に向けた校内説明会を行っている。令和元年度から令和5年度の外部資金の受入実績は、5年間の合計で、科研費 52,191 千円、補助金・助成金事業 131,888 千円、共同・受託研究 17,250 千円、寄附金 40,959 千円となっている。

また、「独立行政法人国立高等専門学校機構における公的研究費等の取扱いに関する規則」及び「広島商船高等専門学校における公的研究費等の運営及び管理体制について」に基づき公的研究費を適正に管理するための体制を整備している。

学校が設定した研究活動の目的等を達成するため、研究活動の実施体制として研究交流・地域連携センターを設置し、センターを運営する研究交流・地域連携委員会を置いている。これらの体制の下、外部資金の獲得を積極的に支援している。

外部の教育・研究資源活用のための取組として、フィリピン大学ディリマン校等と学術交流協定を締結しているほか、地元産業界等と連携し、若き指導者の育成、産業技術の振興及び地域社会の発展への貢献を目的として広島商船高等専門学校産業振興交流会を組織し、地域イノベーション推進事業、産業振興事業等の連携事業を実施している。

地域貢献活動等の目的等に照らして策定した研究交流・地域連携センター年度計画（地域連携）の下、令和5年度においては、小・中学生向けの公開講座、広島丸体験航海・一般公開、高齢者ふれあいサロンへの訪問等を実施している。

参加者の満足度等については、令和5年度に実施した広島丸体験航海のアンケートにおいて、ほとんどの参加者が「すごく楽しかった」「楽しかった」と回答している。

管理運営に関わる職員の資質の向上を図るための取組（スタッフ・ディベロップメント）を総務課人事係が担当し、組織的に行っている。令和5年度においては、新任教職員研修会を実施したほか、高専機構が実施する初任職員研修会、施設担当者研修会等に職員を参加させている。

また、教授等の教員や校長等の執行部については、高専機構が実施する教員研修会（管理職研修）、女性教員管理職育成研修等に参加させている。

これらのことから、学校の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能しており、また、外部の資源を積極的に活用していると判断する。

評価の視点4－3

学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項を含む学校における教育研究活動等の状況についての情報を当校ウェブサイトで公表している。*

これらのことから、学校の教育研究活動等の状況やその活動の成果に関する情報を広く社会に提供していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

基準5 準学士課程の教育課程・教育方法
評価の視点 5－1 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準等が適切であること。 5－2 準学士課程の教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。 5－3 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並びに卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価・単位認定及び卒業認定が適切に行われており、有効なものとなっていること。
観点 5－1－① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目が学年ごとに適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。 5－1－② 教育課程の編成及び授業科目の内容について、学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等が配慮されているか。 5－1－③ 創造力・実践力を育む教育方法の工夫が図られているか。 5－2－① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。 5－2－② 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）の趣旨に沿って、適切なシラバスが作成され、活用されているか。 5－3－① 成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。 5－3－② 卒業認定基準が、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、卒業認定が適切に実施されているか。

【評価結果】

基準5を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

評価の視点5－1

教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、1年次から5年次までの各授業科目と対応付けたカリキュラム・マップにより教育課程の体系を明確化しており、一般科目と専門科目は学年進行とともに専門科目が多くなるくさび型の配置としている。

進級に関する規程として、「広島商船高等専門学校教育規程」を整備している。

1年間の授業を行う期間は定期試験等の期間を含め35週を確保しているとともに、特別活動を90単位時間以上実施している。

教育課程の編成及び授業科目の内容について、学生の多様なニーズ、社会からの要請等に配慮するため、以下の取組を行っている。

- ・インターンシップによる単位認定
- ・専攻科課程教育との連携
- ・外国語の基礎能力（聞く、話す、読む、書く）の育成
- ・他の高等教育機関との単位互換制度
- ・最先端の技術に関する教育*

なお、他の高等教育機関との単位互換制度については、「広島商船高等専門学校以外の教育施設等における学修等に対する単位認定に関する規程」に定められ、法令に従い取り扱っている。

創造力を育む教育方法の工夫として、拠点校として参加する COMPASS5.0 高専発！「Society5.0 型未来技術人財」育成事業（IoT 分野）プロジェクトにおいて作成した教材（IoT 概論）を、商船学科2年次「情報処理」*、電子制御工学科2年次「電子制御工学基礎」、流通情報工学科2年次「コンピュータ概論」で用いて教育を実施している。また、IoT 分野の人財を育成するために、教材開発・教員研修、カリキュラムの実装（カリキュラム・マップの作成）、他高専への情報発信と展開支援を図っている。*

高専発！「Society5.0 型未来技術人財」育成事業 COMPASS5.0 における IoT 分野の拠点校として、IoT 分野の人財を育成するために、教材開発・教員研修、カリキュラムの実装（カリキュラム・マップの作成）、他高専への情報発信と展開支援を図っている。

これらのことから、準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準等が適切であると判断する。

評価の視点 5－2

授業形態の構成割合は、単位数からみて、商船学科航海コースについては、講義 78.9%、演習 5.4%、実験・実習 15.6%、商船学科機関コースについては、講義 83.0%、演習 2.7%、実験・実習 14.3%、電子制御工学科については、講義 82.6%、演習 1.8%、実験・実習 15.6%、流通情報工学科ビジネスコースについては、講義 82.6%、演習 7.8%、実験・実習 9.6%、流通情報工学科情報コースについては、講義 81.4%、演習 9.0%、実験・実習 9.6%となっている。

また、教育内容に応じた学習指導上の工夫として、教材の工夫、少人数教育、対話・討論型授業、情報機器の活用、基礎学力不足の学生に対する配慮、一般科目と専門科目との連携を行っている。

シラバスには、授業科目名、単位数、授業形態、対象学年、担当教員名、教育目標等との関係、達成目標、教育方法、教育内容（1授業時間ごとに記載）、成績評価方法・基準、事前に行う準備学習、設置基準第17条第3項の規定に基づく授業科目（以下「履修単位科目」という。）か、第4項の規定に基づく授業科目（以下「学修単位科目」という。）かの区別、教科書・参考文献に係る項目を明示している。

教員は、初回の授業でシラバスの内容を説明するなど活用している。*

学生のシラバスの活用状況を授業評価アンケートにより、把握している。*

また、履修単位科目は1単位当たり30時間を確保し、1単位時間を45分で運用としている。

45時間の学修を1単位とする単位計算方法を導入している授業科目の履修時間については、学則等で授業時間が定められ、授業科目ごとのシラバスや履修要項等に、授業時間以外の学修等を合わせて45時間であることを明示しており、その実質化のための対策として、授業外学習の必要性の周知を図る取組、事前学習の徹底、事後展開学習の徹底、授業外学習の時間の把握の取組を行っている。

これらのことから、準学士課程の教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていると判断する。

評価の視点 5－3

教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、成績評価や単位認定に関する基準として「広島商船高等専門学校教育規程」を定め、学生に周知し、各授業科目の成績評価等を行っている。

成績評価や単位認定基準に関する学生の認知状況を、アンケートにより把握している。

学修単位科目の授業時間以外の学修についての評価が、シラバス記載どおりに行われていることをアンケートにより、学校として把握している。

再試験、追試験*、単位追認試験の成績評価の方法として「広島商船高等専門学校教育規程」を定めている。

成績評価結果については、学生からの意見申立の機会を設けている。

成績評価等の客観性・厳格性を担保するため学校として、成績評価の妥当性の事後チェック、答案の返却、模範解答や採点基準の提示、複数年度にわたり同じ試験問題が繰り返されていないことのチェック、試験問題のレベルが適切であることのチェックを行っている。しかし、成績評価に対して組織的なチェック体制が機能していないことから、一部の授業科目において、試験問題が適切ではなく、複数年度にわたり同一の試験問題が出題されており、また、本試験、再試験及び単位追認試験においても同一の試験問題が出題されているほか、成績評価がシラバスの記載どおりに行われていない。*

学則に修業年限を商船に関する学科は5年6月、工業に関する学科は5年と定めている。

卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に従って、卒業認定基準として「広島商船高等専門学校教育規程」を定め、学生に周知し、卒業認定を行っている。

卒業認定基準に関する学生の認知状況をアンケートにより、把握している。

これらのことから、観点の一部に改善を要する点があるが、視点全体の状況を総合的に勘案し、準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並びに卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価・単位認定及び卒業認定が適切に行われており、有効なものとなっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 高専発！「Society5.0 型未来技術人財」育成事業 COMPASS5.0 における IoT 分野の拠点校として、IoT 分野の人財を育成するために、教材開発・教員研修、カリキュラムの実装（カリキュラム・マップの作成）、他高専への情報発信と展開支援を図っている。*

【改善を要する点】

- 成績評価に対して、組織的なチェック体制が機能していない。*（観点5－3－①）
- 一部の授業科目において、試験問題が適切でない。*（観点5－3－①）
- 一部の授業科目において、複数年度にわたり同一の試験問題が出題されている。また、本試験、再試験及び単位追認試験においても同一の試験問題が出題されている。*（観点5－3－①）
- 一部の授業科目において、成績評価がシラバスの記載どおりに行われていない。*（観点5－3－①）

基準6 準学士課程の学生の受入れ
評価の視点 6-1 入学者の選抜が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な方法で実施され、機能していること。また、実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。
観点 6-1-① 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な入学者選抜方法が採用されており、実際の学生の受入れが適切に実施されているか。 6-1-② 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を実際に受入れているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。 6-1-③ 実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況になっていないか。また、その場合には、入学者選抜方法を改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

【評価結果】

基準6を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

評価の視点6-1

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）のうち、入学者選抜の基本方針に沿った適切な入学者選抜方法*を定めている。

推薦（特別推薦及び一般推薦）による選抜においては、推薦書、調査書の「学習の記録」及び「活動の記録」、面接を総合して、学力検査による選抜（広島商船（本校）のみ志望）においては、学力検査、調査書の「学習の記録」を総合して*、学力検査による選抜（商船学科複数校志望及び工業系（電子制御工学科・電子機械工学科）複数校志望）においては、提出書類、学力検査を総合して、帰国生徒特別選抜においては、調査書等、学力検査、作文、面接を総合して、編入学生（推薦による選抜）においては、推薦書、調査書、口頭試問、面接を総合して、編入学生（学力検査による選抜）においては、調査書、学力検査、面接を総合して、可否を判定している。

入学者選抜方法に基づき、学生の受入れを適切に実施している。*

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入れが行われていることを検証及びその結果を基に改善する体制を「広島商船高等専門学校入学試験委員会規程」に基づき整備している。

検証*の結果、推薦による選抜において、特別活動の評価点を変更するなどの改善を行っている。

学則で定めた入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制として入学試験委員会を整備している。

当校における令和2年度から令和6年度の5年間の入学定員に対する実入学者数は、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていない。

これらのことから、入学者の選抜が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿

って適切な方法で実施され、機能しており、また、実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

基準7 準学士課程の学習・教育の成果
評価の視点 7-1 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、学習・教育の成果が認められること。
観点 7-1-① 成績評価・卒業認定の結果から判断して、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果が認められるか。 7-1-② 達成状況に関する学生・卒業生・進路先関係者等からの意見の聴取の結果から判断して、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果が認められるか。 7-1-③ 就職や進学といった卒業後の進路の状況等の実績から判断して、学習・教育の成果が認められるか。

【評価結果】

基準7を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

評価の視点7-1

卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果を把握・評価するための体制を「広島商船高等専門学校教務委員会規程」に基づき整備し、学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・卒業認定の結果から、把握し、評価を実施している。

学習・教育の成果を把握・評価するための体制を「広島商船高等専門学校自己点検・評価委員会規程」に基づき整備し、学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、卒業時の学生、卒業生、進路先関係者等*に対してアンケートを実施することにより把握し、評価を実施している。

当校における令和元年度から令和5年度の5年間の就職率（就職者数／就職希望者数）は100%と極めて高くなっており、進学率（進学者数／進学希望者数）は100%と極めて高くなっている。就職先は当校が育成する技術者像にふさわしい運輸業等となっており、進学先は学科の分野に関連した高等専門学校の専攻科や大学の学部等となっている。

これらのことから、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、学習・教育の成果が認められると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 準学士課程の就職について、就職率（就職者数／就職希望者数）は極めて高く、就職先も当校が育成する技術者像にふさわしい運輸業等となっている。進学についても、進学率（進学者数／進学希望者数）は極めて高く、進学先も学科の分野に関連した高等専門学校の専攻科や大学の学部等となっている。

基準 8 専攻科課程の教育活動の状況

評価の視点

- 8-1 専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程が体系的に編成され、専攻科課程としてふさわしい授業形態、学習指導法等が採用され、適切な研究指導等が行われていること。また、専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並びに修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価・単位認定及び修了認定が適切に行われており、有効なものとなっていること。
- 8-2 専攻科課程としての入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切に運用されており、適正な数の入学状況であること。
- 8-3 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、学習・教育・研究の成果が認められること。

観点

- 8-1-① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。
- 8-1-② 準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮した教育課程となっているか。
- 8-1-③ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。
- 8-1-④ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教養教育や研究指導が適切に行われているか。
- 8-1-⑤ 成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。
- 8-1-⑥ 修了認定基準が、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、修了認定が適切に実施されているか。
- 8-2-① 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な入学者選抜方法が採用されており、実際の学生の受入れが適切に実施されているか。
- 8-2-② 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を受入れているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。
- 8-2-③ 実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況になっていないか。また、その場合には、入学者選抜方法を改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。
- 8-3-① 成績評価・修了認定の結果から判断して、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育・研究の成果が認められるか。
- 8-3-② 達成状況に関する学生・修了生・進路先関係者等からの意見の聴取の結果から判断して、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育・研究の成果が認められるか。

- 8-3-③ 就職や進学といった修了後の進路の状況等の実績から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。
- 8-3-④ 修了生の学位取得状況から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。

【評価結果】

基準8を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

評価の視点8-1

当校の専攻科は、大学改革支援・学位授与機構から特例適用専攻科として認定されており、その際に、教育課程は準学士課程の教育との連携及び当該教育からの発展等を考慮したものとなっていること、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されていること*、教養教育や研究指導が適切に行われていることが確認されている。

授業形態の構成割合は、単位数からみて、海事システム工学専攻については、講義 77.4%、演習 3.2%、実験・実習 19.4%、産業システム工学専攻については、講義 74.2%、演習 3.2%、実験・実習 22.6%となっている。

また、教育内容に応じた学習指導上の工夫として、教材の工夫、少人数教育、対話・討論型授業、フィールド型授業、情報機器の活用、基礎学力不足の学生に対する配慮、一般科目と専門科目との連携*を行っている。

教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、成績評価や単位認定に関する基準として「広島商船高等専門学校専攻科における授業科目の履修等に関する規則」を定め、学生に周知し、各授業科目の成績評価等を行っている。

成績評価や単位認定基準に関する学生の認知状況を、アンケートにより把握している。

学修単位科目の授業時間以外の学修についての評価が、シラバス記載どおりに行われていることを、シラバスの記載内容をチェックすることにより学校として把握している。

追試験、再試験の成績評価の方法として「広島商船高等専門学校教育規程」を定めている。*

成績評価結果については、学生からの意見申立の機会を設けている。

成績評価等の客観性・厳格性を担保するため学校として、成績評価の妥当性の事後チェック、答案の返却、模範解答や採点基準の提示、複数年度にわたり同じ試験問題が繰り返されていないことのチェック、試験問題のレベルが適切であることのチェックを行っている。しかし、一部の授業科目において、複数年度にわたり同一の試験問題が出題されており、また、期末試験と再試験においても同一の試験問題が出題されているほか、成績評価がシラバスの記載どおりに行われていない。*

学則に修業年限を2年と定めている。

修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に従って、修了認定基準を学則に定め、学生に周知し、修了認定を行っている。

修了認定基準に関する学生の認知状況をアンケートにより、把握している。

これらのことから、観点の一部に改善を要する点があるが、視点全体の状況を総合的に勘案し、専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程が体系的に編成され、専攻科課程としてふさわしい授業形態、学習指導法等が採用され、適切な研究指導等が行われ

ており、また、専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並びに修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価・単位認定及び修了認定が適切に行われており、有効なものとなっていると判断する。

評価の視点 8－2

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）のうち、入学者選抜の基本方針に沿った適切な入学者選抜方法を定めている。

推薦による選抜においては、推薦書、調査書、面接を総合して、学力検査による選抜においては、調査書、学力検査を総合して、社会人特別選抜においては、志望理由書、調査書、面接を総合して、第二次募集（学力検査による選抜）においては、学力検査（口頭試問）*、面接、調査書、事前課題レポートを総合して、第二次募集（社会人特別選抜）においては、面接、志望理由書、調査書を総合して可否を判定している。

入学者選抜方法に基づき、学生の受入れを適切に実施している。

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入れが行われていることを検証及びその結果を基に改善する体制を「広島商船高等専門学校専攻科委員会規程」に基づき整備している。

学則で定めた入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制として専攻科委員会を整備している。

当校における令和2年度から令和6年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均から、産業システム工学専攻については0.57倍となっており、入学者数が入学定員を大幅に下回る状況になっているものの、実入学者数の改善を図るため、専攻科のガイダンスを低学年に実施するなどの取組を行う予定としている。

これらのことから、入学者の選抜が、専攻科課程としての入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切に運用されており、入学状況は適正であると判断する。

評価の視点 8－3

修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果を把握・評価するための体制を「広島商船高等専門学校専攻科委員会規程」に基づき整備し、学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・修了認定の結果から、把握し、評価を実施している。*

学習・教育・研究の成果を把握・評価するための体制を「広島商船高等専門学校専攻科委員会規程」に基づき整備し、学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、修了時の学生、修了生、進路先関係者に対してアンケートを実施することにより把握し、評価を実施している。

なお、就職先を対象としたアンケートを定期的に実施しているものの、回答がないため、今後、企業面談時に修了生についての状況を聞くなどの取組を行う予定としている。

当校における令和元年度から令和5年度の5年間の就職率（就職者数／就職希望者数）は100%と極めて高くなっており、進学率（進学者数／進学希望者数）は100%と極めて高くなっている。就職先は当校が育成する技術者像にふさわしい運輸業等となっており、進学先は専攻の分野に関連した大学の研究科等となっている。

当校の専攻科生は、修了時に、大学改革支援・学位授与機構へ学士の学位授与申請を行っており、令和元年度から令和5年度の5年間の修了生の学位取得率の平均は100%であり、学位取得者数は34人となっ

ている。

これらのことから、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、学習・教育・研究の成果が認められると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 専攻科課程の就職について、就職率（就職者数／就職希望者数）は極めて高く、就職先も当校が育成する技術者像にふさわしい運輸業等となっている。進学についても、進学率（進学者数／進学希望者数）は極めて高く、進学先も専攻の分野に関連した大学の研究科等となっている。

【改善を要する点】

- 一部の授業科目において、複数年度にわたり同一の試験問題が出題されている。また、期末試験と再試験においても同一の試験問題が出題されている。*（観点8－1－⑤）
- 一部の授業科目において、成績評価がシラバスの記載どおりに行われていない。*（観点8－1－⑤）

<参 考>

i 現況及び特徴（対象高等専門学校から提出された自己評価書から転載）

1 現況

（１）高等専門学校名 広島商船高等専門学校

（２）所在地 広島県豊田郡大崎上島町東野 4272-1

（３）学科等の構成

準学士課程： 商船学科、電子制御工学科、流通情報工学科

専攻科課程： 海事システム工学専攻、産業システム工学専攻

（４）認証評価以外の第三者評価等の状況

特例適用専攻科（専攻名：海事システム工学専攻、産業システム工学専攻）

（５）学生数及び教員数（令和6年5月1日現在）

学生数：687 人

教員数：専任教員 49 人

助手数：0 人

2 特徴

本校は、明治 31 年、12 町村組合立芸陽海員学校として創設され、以来、設置者が広島県、文部省、通信省、運輸省と変遷し、昭和 42 年に国立高等専門学校（設置者：文部省：航海学科 40 名、機関学科 40 名）となり、昭和 44 年に航海学科は 80 名となった。さらに、昭和 60～63 年にかけて学科再編が行われ、商船学科 40 名、流通情報工学科 40 名、電子制御工学科 40 名を育成する学校となった。本校創設以来の本校卒業生は 7,269 人（旧航海学科及び旧機関学科を含む）で、社会の各分野で活躍している。平成 17 年には、海事システム工学専攻 4 名と産業システム工学専攻 8 名からなる専攻科が設置された。今日までの修了生は 181 人ある。瀬戸内海の恵まれた自然環境と 120 余年の長い伝統を有する学校である。高い人間力と知識・技術を有する船舶、工学及び情報・経営の専門家を育成している。実践的知識・技術の修得を重視した講義と実技による職業教育を行っている。課外活動や学寮生活を通し、社会を強く生きる力を育成している。本校は、瀬戸内海の恵まれた自然環境と長い伝統に根ざした教育資源を活用し、豊かな人間性、強い精神力及び高い倫理意識を持ち、将来社会において活躍するための知識と技術を身につけ、さらに生涯にわたって学ぶ力を備えた人材を育成している。「丁寧な教育、手厚い学生支援、きめ細かい進路指導」を校是とし、本校の意志決定や行動指針についての第 1 優先順位は「学生」であり、全てに優先するとしている。商船学科は、船舶の安全運行に必要な専門知識を修得し、将来の船長や機関長など、国際的に活躍できる海事技術者を育成している。電子制御工学科では、産業を支える設備や工場を制御する電子回路やコンピュータに関わる技術者を育成している。流通情報工学科では、流通・経営・管理あるいは情報に関わる技術者を育成している。

専門科目では、基礎知識の修得や実験・実習の重視に加え、各学科とも創造力をつける訓練としての科目を取り入れている。本科の集大成として、5 学年で行う「卒業研究」において、研究の進め方、論文の書き方及び発表方法など、技術者として社会に出るための準備が体系的に実施されている。準学士課程では、高い求人倍率があり、就職希望者の就職率はほぼ 100%を維持して、20%程度の学生が専攻科や大学 3 年次へ進学している。専攻科においては、本科における教育の基礎の上に立って、特定の専門領域における高度の知識・素養を使いこなすことによって理解の程度を深化させるとともに、複合領域に対応できる幅広い視野を身につけ、高い課題設定・解決能力を備えた実践的・創造的技術者を育成する。

令和5年度には、あらたに高学年生が低学年を生活や学習面で支援するピアサポートのシステムが立ち上げられ、新入生オリエンテーションなどで学生会の上級生が新入生の活動をサポートしている。そのほか宿直2人体制による学寮生への手厚い生活指導・支援を行っている。地域貢献分野では、中学校への出前授業や地域住民への生涯教育を推進するとともに、本校産業振興交流会と連携した地域産業の振興に関わる事業を行っている。危機管理面では、突発的な事故や災害、学生・教職員の深刻な問題や不祥事、外部関係者からのクレームなどの未然防止と発生事案への適正対応のため、危機管理室を設置して対応している。

ii 目的（対象高等専門学校から提出された自己評価書から転載）

目的

本校は、教育基本法（昭和22年法律第25号）の精神にのっとり、及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。

（広島商船高等専門学校学則第1条）

教育上の目的

準学士課程

各学科の教育上の目的は、次のとおりとする。

- 商船学科は、船舶の運航や管理に関わる知識と技術を身につけ、世界の海で活躍できる海事技術者を育成することを目的とする。
- 電子制御工学科は、電子制御に関わる基本的な知識と技術を身につけ、高度工業化社会において活躍できる実践的メカトロニクス技術者を育成することを目的とする。
- 流通情報工学科は、流通・ビジネス系又は情報・通信系に関わる基本的な知識と技術を身につけ、ICT社会において活躍できるビジネスパーソン又は情報技術者を育成することを目的とする。

（広島商船高等専門学校学則第7条の2）

専攻科課程

高等専門学校を卒業した者等に対し、精深な程度において、特別な事項を教授し、その研究を指導することを目的とする。

各専攻の教育上の目的は、次のとおりとする。

- 海事システム工学専攻は、海事に関わる幅広い知識・技術を持ち、海上輸送に関連するシステムの開発やマネジメントができる人材を育成する。
- 産業システム工学専攻は、電子制御又は流通・管理に関わる高度な知識・技術を持ち、制御機器・システム又は流通・社会システムの技術開発やマネジメントができる人材を育成する。

（広島商船高等専門学校学則第39条の2）